

事業承継をきっかけとして、経営革新・事業転換に  
挑戦する方を応援します！

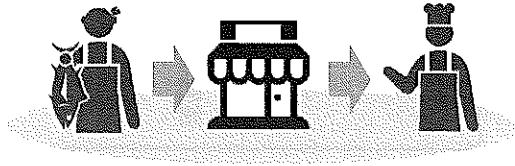
中小企業庁 平成29年度予算事業

 新設

## 平成29年度事業承継補助金

### ▶ 補助対象

- ・地域経済に貢献する中小企業による
- ・事業承継をきっかけとした
- ・経営革新や事業転換を支援



### ▶ 補助上限（補助率2／3）

- ・経営革新を行う場合…**200万円**
- ・事業所の廃止や、既存事業の廃止・集約を伴う場合…**500万円**

### 《対象となる取組の例》

#### ① 経営革新

- ・特定の商品を取り扱っていた小売業者が、顧客からの要望を踏まえ、多様な商品を扱う新店舗を出店



補助上限  
200万円

#### ② 事業転換

- ・食料品小売業者が、仕入ルートを生かした飲食店を開業するため、既存店舗の解体・改装を行う
- ・事業を多角化させていた卸売業者が、不採算事業から撤退するとともに、高付加価値な資材製造業に進出



補助上限  
500万円

**募集期間：2017年5月8日（月）～6月2日（金）**

### 創業・事業承継補助金事務局

住所：〒104-0045 東京都中央区築地3-17-9 興和日東ビル3F

電話：03-5148-7051

受付時間：10:00～12:00、13:00～17:00／月～金曜日（土日祝を除く。）

<http://sogyo-shokei.jp> (5月8日ウェブサイトOPEN)

## 【概要】

※詳細はウェブサイトに掲載する公募要領等をご確認ください。

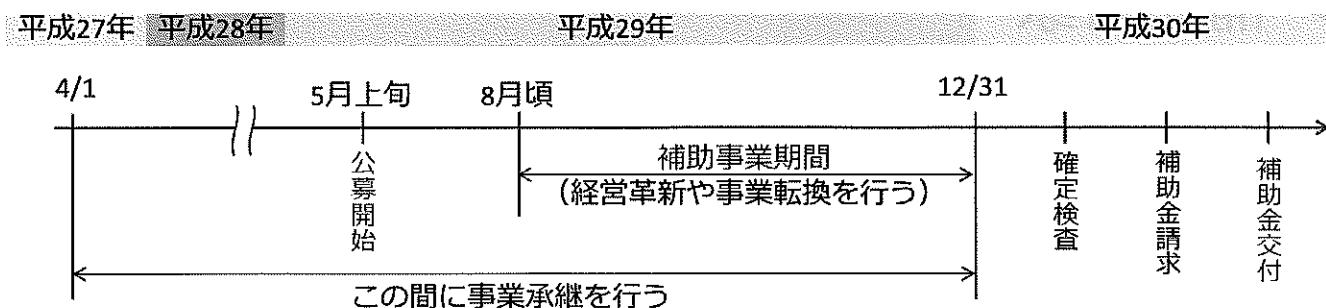
### ◆補助対象者

- ・地域に貢献する中小企業であること

※他社との取引関係や地域の需要に応える商品・サービスの提供、  
雇用の維持・創出によって地域に貢献している中小企業をいいます。

- ・事業承継（代表者の交代）を行うこと

2015年4月1日から補助事業期間終了日（最長2017年12月31日）  
までに代表者の交代を行うことが必要です。



### ◆対象となる事業（新たな取組）

- ・経営革新等

※ビジネスモデルの転換（新商品、新分野への挑戦等）による市場創出、  
新市場開拓 等

※新規設備導入（製造ラインのIT化、顧客管理システム刷新等）による  
生産性向上 等

- ・事業転換

※事業所の廃止や既存事業の集約・廃止 等

### ◆補助上限額・補助率

※経営革新を行う場合・・・200万円

※事業所の廃止や、既存事業の廃止・集約を伴う場合・・・500万円

※補助率 2／3

### ◆補助対象経費

設備費 人件費 外注費 委託費 広報費 謝金

旅費 原材料費 店舗等借入費 会場借料

本補助事業に必要な官公庁への申請書類作成等に係る経費

知的財産権等関連経費 マーケティング調査費

【事業所の廃止、既存事業の廃業・集約を伴う場合】※次の経費も追加

在庫処分費 解体費・処分費 原状回復費

### ◆留意点

認定支援機関が作成する、①地域に貢献する中小企業であること

②経営革新等の独創性など

③事業期間中に継続的な支援を行うこと

を記載した「確認書」が必要です。最寄りの認定支援機関にご相談ください。

※確認書のフォーマットもウェブサイトに掲載しています。